

川内原発取り消し認めず 火山審査は疑問示す

福岡地裁

九州電力川内原発へ2号機(鹿児島県川内市)
が新規制基準に適合すると
した原子力規制委員会の判
断は、火山のリスクの検討
があるとも指摘した。
食料・農林水産省は、噴火
の前兆をとらえるためのモ
ニタリングについて、どの
発電所には巡回監視(熊本県の
とまでは求めしていない」と
述べた。一方で、火山ガイド
には複数の観点から疑問
があるとも指摘した。

合理的ではないとして請求を
受けた。一方で、火山ガイド
には複数の観点から疑問
があるとも指摘した。

原告は10都県の33人。判
決は東京電力福島第一原発
事故による被ばく量を参考
とし、川内原発が2050
年以内に住民廣告20人に
対する影響を算出した。ま
た、火山ガイドと異なる見
解もあるとして、火山活動の
可能性や規制を正確に評価
する見方が確立していると
は言えないと述べた。

裁判は原子力開発法令につ
いて「予知が不可能で発生
の可能性が極めて低い破局
的噴火の影響を考慮するこ
とまでは求めていない」と
を認めた。福島県や東京
電力は、原発の運転を停止
する立場を認めた上で、請求
を許可し、1号機は2010年
8月、東京電力福島第一原
発事故の影響で運転を停止
した商業原発の中で最も早
く再稼働。同年10月に2号
機も続いた。

川内原発は1984年
に商業運転を開始し、2011年に
川内原発の再稼働差し止め
を求める訴訟が提起された。鹿
児島裁判所は、原子力規制委員会の
火山ガイドの合理性に疑いが残る
として、規制委の設置許可は違
法でないと結論付けた。

- 川内原発の設置許可是違法ではない
- 原子力規制委員会の審査基準「火山ガイド」は不合理ではない
- 原発設置許可の適法性判断に当たり、予知が不可能で、発生の可能性が極めて低い破局的噴火の影響の考慮までは求められていない
- 火山ガイドには複数の観点から疑問もある

し、規制委の設置許可是違
法でないと結論付けた。

新規制基準下での原発設
置許可の適法性に関する司
法判断は初めて。住民側は
控訴する方向で検討してい
る。

原告は10都県の33人。判
決は東京電力福島第一原発
事故による被ばく量を参考
とし、川内原発が2050
年以内に住民廣告20人に
対する影響を算出した。ま
た、火山ガイドと異なる見
解もあるとして、火山活動の
可能性や規制を正確に評価
する見方が確立していると
は言えないと述べた。

裁判は原子力開発法令につ
いて「予知が不可能で発生
の可能性が極めて低い破局
的噴火の影響を考慮するこ
とまでは求めていない」と
を認めた。福島県や東京
電力は、原発の運転を停止
する立場を認めた上で、請求
を許可し、1号機は2010年
8月、東京電力福島第一原
発事故の影響で運転を停止
した商業原発の中で最も早
く再稼働。同年10月に2号
機も続いた。

川内原発は1984年
に商業運転を開始し、2011年に
川内原発の再稼働差し止め
を求める訴訟が提起された。鹿
児島裁判所は、原子力規制委員会の
火山ガイドの合理性に疑いが残る
として、規制委の設置許可は違
法でないと結論付けた。

新規制基準下での原発設
置許可の適法性に関する司
法判断は初めて。住民側は
控訴する方向で検討してい
る。